

生徒心得

東京都立園芸高等学校の生徒として、円滑な学校生活を送るために、以下に掲げる事項を守ること。

1. 登下校

- (1) 始業時・最終下校時を次の通りとする。

始業時 8時25分

登校時間は、原則として7時50分以降とする。

最終下校は16時55分とする。

やむを得ず最終下校時以後校内にとどまる時は事前に担当教諭の許可を受け、延刻届を提出する。18時には完全下校とする。

- (2) 休業日に無断で校舎内へ立入ることを禁ずる。

- (3) オートバイ（原付）・自動車での登下校は禁止する。（同乗も不可）

2. 快適な学習環境を確保するために

- (1) 快適な学習環境を確保するために、学習に不必要な物品等は学校に持ち込まないこと。

- (2) 学習活動に努めることを第一として、アルバイトは原則として禁止する。

3. 服装・身だしなみ

- (1) 全学年服装

生徒は学校指定の制服を着用する。なお、下表のもの全てを着用する。

ブレザー	ワイシャツ	校章
スラックス	またはスカート	
ネクタイ	またはリボン	

*学校指定のベスト・ポロシャツ（購入は任意）

- ① 園芸高校生として TP0（時間・場所・場合）を判断し、正しい服装で学校生活を送ること。
- ② ワイシャツは白とする。
- ③ 原則6月1日から9月30日はブレザーを略してもよい期間とする。移行期間は5月、10月に設ける。厳暑時はネクタイ・リボンを略してもよい。また、学校指定のポロシャツ（購入は任意）の着用も可とする。ただし、正装時はワイシャツにリボンまたはネクタイを着用する。
- ④ 極寒時はブレザーの中に学校指定のベスト（購入は任意）もしくは無地のセーター、カーディガン（黒・紺・グレー）の着用を認める。
- ⑤ コート・ジャンパー類を着用する場合、色、形は地味なものにする。
- ⑥ 通学には革靴または運動靴を使用し、上履きは本校指定のものとする。
- ⑦ 頭髪に関しては、一切手を加えないこと。

- (2) 私服指定のあった行事でも園芸高校生らしく、華美なものをさけ、清潔、質素に心がけること。

4. 所持品

- (1) 生徒は常に生徒手帳、身分証明書を所持する。
- (2) 所持品は記名をするなど紛失防止に努める。
- (3) 体育、実習などで全員教室を出るときは、貴重品は各自が責任を持って管理する。
- (4) 授業中に携帯電話、音響機器の使用は禁止する。

5. その他

- (1) 常に人権を尊重し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること。
- (2) 自他における個人情報の適切な管理に留意し、SNS等、情報機器による発信については道徳心を保ち節度ある使用を心掛ける。
- (3) 教職員の適切な指導、助言等は誠実に順守し、暴言を発したり、反抗的な態度をとらない。
- (4) いじめ・暴力・窃盗・破壊・喫煙・飲酒・その他社会的に問題となる行為については行わない。
(禁止) また、各々が自覚を持ち、これらを主体的に防止する。
- (5) (4)の問題となる行為は、学校外のことであっても学校内の行為と同様に対応する。
- (6) 校舎内外の美化整頓につとめ、校舎校具を大切に取扱い、樹木、作物、動物などを愛護する。

6. 届出・願出

次の事項に該当するものは、所定の手続きと様式に従って届け出または願い出て、その許可を受けなければならない。

- (1) 遅刻、早退、欠席の場合は諸届欄にその事由を記入し保護者押印の上、学級担任に届け出る。
- (2) 自転車通学を希望する場合は、所定の用紙に記入の上願い出て、許可を受ける。
- (3) 原則、学習活動中（休み時間も含む）の外出は禁止する。許可されない限りは外出できない。
(緊急時に登校後、外出する場合は所定の外出許可証にその事由等を記入し、担任等の許可を得て正装にて外出すること。帰校した際は速やかに許可者へ外出許可証を提出して帰校の報告をすること。)
- (4) 家族内に死亡者があった場合は、届け出によって、次の期間忌引することができる。忌引日数は出校日数としない。

一親等	父母、養父母	7日
二親等	祖父母、兄弟、姉妹	3日
三親等	曾祖父母、伯叔父母、甥、姪	1日
- (5) 休学、又は復学、長期欠席する場合は、その事由を記し、保護者から願い出る。
病気の場合は、医師の診断書を添える。
- (6) 転学、退学する場合は、その事由を記入し、保護者から校長に願い出る。
- (7) 生徒、又は保護者の氏名、住所などの変更届、および保証人の変更届などは、学級担任をへて校長に届け出る。
- (8) 上記のほか許可および届け出を必要とする事項は次の通りである。
 - ① 校具を使用するとき。
 - ② 印刷物の発行、配布、ポスター類の掲示および募金を行うとき。
 - ③ 対外試合を行うとき。
 - ④ 休日に部活動等で学校内外にて活動するとき。
 - ⑤ 紛失、盗難などがあつたときやその不審をみとめたとき。
 - ⑥ 登下校時に事故（事件）にあつたとき。

7. 特別指導・懲戒

生徒心得（校則）に違反した生徒にはその度合いによって、法令等の社会的規則等を根拠として、「生活指導部等による指導」または、校長より申し渡された「特別指導」及び「懲戒」を加えることがある。